

各位

令和5年6月9日

当組合従業員のマスク着用について

新型コロナウイルスが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症に位置付けられていること等を踏まえ、当組合従業員の営業時間中のマスク着用について、個人の判断に委ねることとしております。

引き続き、基本的な感染対策として、「うがい・手洗い」、「換気」等の衛生管理のもと、安心・安全な商品・サービス提供に努めてまいります。お客さまにはご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



宮崎県南部信用組合